

## 令和7年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和7年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（35人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 稲田 司    | 2番 尚永 稔    |
| 3番 谷口 義信   | 5番 脇坂 良平   |
| 6番 中川 半弥   | 7番 多賀 君子   |
| 8番 石橋 萬次郎  | 9番 阿辻 康博   |
| 10番 大塚 高司  | 11番 宮澤 幸次  |
| 12番 中川 亜希  | 13番 北川 富美子 |
| 14番 山口 衛   | 15番 清水 多枝子 |
| 16番 林 甚一郎  | 17番 片山 博之  |
| 18番 下司 治一  | 19番 宮元 孫善  |
| 20番 吉川 尚宏  | 21番 森 勘十   |
| 23番 弓削 美穂  | 24番 田中 義人  |
| 26番 大谷 正人  | 27番 伊藤 泰子  |
| 28番 多賀 正和  | 29番 廣部 重嗣  |
| 31番 間所 秀夫  | 32番 角田 功   |
| 33番 橋本 治太郎 | 34番 小林 治一良 |
| 35番 筒井 伸彦  | 36番 服部 昇司  |
| 37番 山内 祥子  |            |

### 2. 会議に欠席した委員

4番 幸田 重徳

22番 中川 哲博

### 3. 会議に出席した職員

|     |       |     |       |    |       |
|-----|-------|-----|-------|----|-------|
| 局長  | 宮川 芳一 | 次長  | 宮本 安信 | 参事 | 隼瀬 大典 |
| 副参事 | 中北 吉紀 | 副参事 | 近藤 英昭 | 主査 | 林 清次  |

### 4. 議案等

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 報 告    | 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について     |
| 報 告    | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  |
| 報 告    | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  |
| 報 告    | 農地法施行規則第29号第1号に規定する農地転用届出について |
| 報 告    | 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について |
| 議案第36号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について       |
| 議案第37号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について       |
| 議案第38号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について       |
| 議案第39号 | 農用地利用集積計画（案）について              |
| 議案第40号 | 土地改良事業参加資格交替承認について            |

### 5. 議事録署名委員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 23番 | 弓削 美穂 | 24番 | 田中 義人 |
|-----|-------|-----|-------|

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまより、長浜市農業委員会2月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち35名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立を報告させていただきます。

次に、事務局より報告と本日の会議次第についてご説明申し上げます。

まず報告でございますけれども、1月17日に滋賀県農業会議常設審議会が草津市のキラ

リエ草津において開催されましたので、会長にご出席をいただいております。今回は、本市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしていません。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が6件、4条申請が2件、5条申請が10件、農用地利用集積計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、その他各種届出等の報告がございます。なお、今月の審議事項のうち、農地転用にかかります案件につきましては、去る2月3日に当番委員の13番の北川富美子委員、14番の山口衛委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明をいただきますのでよろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたします。

各議案につきましては、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告をいただいております。4番 幸田重徳委員、22番 中川哲博委員であります。

次に、議事録署名委員の報告をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、23番 弓削美穂委員、24番 田中義人委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。まずは報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案書の3ページから6ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出につきまして、1月中に届出のありました14件、合計面積16,997.98㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続によります所有権移転の届出がありましたので受理をし、受理書の交付をいたしております。

報告は以上でございます。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところではあります。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

総会資料7ページでございます。

番号1、土地の表示、室町地先、田2筆1,327㎡を駐車場用地として利用したい旨の届出がありました。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で区画整理、現在仮換地中ではあります。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として975.79㎡となっております。

位置図についてはタブレットの1ページの地図をご覧ください。

周囲の状況は、西・北は宅地、東・南は道路です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は2件の届出がありました。

届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところではあります。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

総会資料8ページでございます。

番号1につきましては、開発行為許可申請と同時に手続きが行われた案件です。土地の表示、祇園町地先、田1筆545㎡、畑2筆512㎡、合計1,057㎡を売買により、共同住宅に転用したい旨の届出がありました。

位置図についてはタブレットの2ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置しております。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南・北は宅地です。

番号2、土地の表示、殿町地先、畑3筆207.32㎡を売買により一般住宅にするために転用したい旨の届出がありました。

位置図についてはタブレットの3ページの地図をご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置しております。周囲の状況は、東・西・南は宅地、北は水路です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5条の規定により、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

耕作を行なう者が、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な農業用施設を建設する場合、その転用する農地の面積が2a、200㎡未満であるときは、農地転用の制限の例外である農地法施行規則第29条第1号の規定があり、農地転用の許可は不要となり、農業委員会への届出を提出することとなっております。

総会資料9ページでございます。

番号1、土地の表示、木之本町西山地先、田1筆250㎡のうち128.4㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。

位置図についてはタブレット説明地図の4ページをご覧ください。

届出地は集落の真ん中に位置します。

周囲の状況は、東は道路、西は所有農地、南は宅地、北は農地です。

以上、29条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

続きまして、報告させていただきます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知について

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、2月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

今月、農業委員会宛てに計23筆の解約の通知がありました。内訳は、田23筆54,162㎡の解約です。

番号1～番号23は、相対による解約で、すべて耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告がありました4件につきまして、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

(会長)

ないようですので、議案審議に移りたいと思います。

議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第36号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は、3条申請が6件ございました。

農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付けております。

議案書は13ページです。

申請番号1、土地の表示、高月町西阿閉地先の畑1筆9.91㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は、白地の畑で、現地は防草シートがありましたが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができないところ、申請地隣接を耕作している譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号2、土地の表示、川道町地先の畑1筆765㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で現地は雑木等が伐採されており、今後は耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他府県に居住しており、管理することができないところ、申請地集落に居住している耕作可能な譲受人と贈与で話がまとまり申請されたものです。なお、担当区域の委員は、33番の橋本委員ですが、本件の譲受人でもありますことから、別の委員にお願いして、現地確認等をしていただいておりますことをご報告いたします。

また、本件追記といたしまして、申請地は長らく耕作放棄地となっておりましたが、農業委員、自治会とも足並みをそろえて申請地付近について、耕作放棄地解消に向けて対応をいただいております、本件申請地については、譲渡人と協議等をされ、申請地の雑木等の除去をされたものでございます。

申請番号3、土地の表示、七条町地先の畑1筆370㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部ビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は相続により申請地を取得されましたが、他町に居住しているため管理することができないところ、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号4、土地の表示、加田町地先の畑1筆228㎡を売買にて権利を取得されるもので

す。申請地は白地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。本件は、相続財産清算人と申請地に居住する耕作可能な譲受人との間で売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号5、土地の表示、高月町西野地先の田1筆22㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地はビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は遠方に居住しており管理することができないところ、申請地に居住している耕作可能な譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、今後は畑として利用することです。

申請番号6、土地の表示、木尾町地先の畑1筆335㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部ビニールシートがありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は高齢となり管理することができないところ、申請地隣接に居住している耕作可能な譲受人と贈与で話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から6につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料のページ番号1、許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第36号について、事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案36号について、ご質問等ありましたら承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。33番 橋本治太郎委員が該当します。対象の委員は、自席で裁決に加わらないこととします。

議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第37号につきましては、今月の締切りまでに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

なお、案件については、去る1月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、18番 下司治一委員と34番 小林治一良委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年2月3日に13番 北川富美子委員、14番 山口衛委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、田川町地先の案件です。タブレットの5ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの6ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、倉庫及び駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号1について報告します。7ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、田川町地先、田603㎡、転用目的を倉庫及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東・南は水路、西は宅地、北は農地です。

8ページの写真をご覧ください。

申請地の一部はすでに造成されています。これは、60年ほど前に先代が倉庫を建築したもので、同倉庫を解体し、新たな倉庫と駐車場を整備するために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、



処理できない分は、敷地西側の水路を通じて、南側水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、高月町高月地先の案件です。タブレットの9ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの10ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、用悪水路として使用している内容となっております。

本案件の詳細につきましては、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号2について報告します。11ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、高月町高月地先、畑36㎡、転用目的を用悪水路とした申請です。周囲の状況は、東・西は宅地、南は道路、北は水路です。

12ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、先代が20年ほど前に転用手続きを取ってアパートを建築され、その際、用悪水路も整備されました。このたび、現所有者が財産整理を行ったところ、用悪水路の敷地部分の転用手続きが取られていなかったことが判明したため、これを是正するために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、周辺の水路を通じて外部に排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案37号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第38号につきましては、今月の締切りまでに10件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

案件につきましては、先の議案第37号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番委員をお願いし、行っております。

結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、新栄町地先の案件です。タブレットの13ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの14ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号1について報告します。15ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、新栄町地先、田1筆・畑4筆537㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。

周囲の状況は、東・西は里道、南は宅地・農地、北は道路・宅地・農地です。

16ページの写真をご覧ください。

譲受人が資材置場の整備を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、処理できない分は、敷地南側水路を通じて排出する計画になっており、隣接農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町山本地先の案件です。タブレットの17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの18ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、一般住宅及び駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号2について報告します。19ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、湖北町山本地先、畑342㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は次で説明します5条申請地、西・北は農地、南は里道です。

20ページの写真をご覧ください。

貸出人の娘の夫が土地を無償で借り受けて、自宅を建築するとともに駐車場を整備することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、敷地南西部に集水桝を設置し、南側水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町山本地先の案件です。タブレットの21ページの地図をご覧ください。  
申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの22ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、先の案件に関連する事案であるため、引き続き、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号3について報告します。23ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、湖北町山本地先、畑77㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は5条申請地、南は里道、北は農地です。

24ページの写真をご覧ください。

先の事案で説明しました一般住宅に付随する駐車場を整備するため、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、敷地南西部に集水桝を設置し、南側水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、七条町地先の案件です。タブレットの25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの26ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、住宅敷地の一部として使用している内容となっております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号4について報告します。27ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、七条町地先、畑9.91㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は水路、北は宅地です。

28ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、譲渡人の先代が40年ほど前に住宅を建築したことによるもので、譲渡人が住宅の売買を進めるにあたり、転用手続きができていなかったことが判明したため申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の水路を通じて排出されており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、月ヶ瀬町地先の案件です。タブレットの29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの30・31ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、中古車置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号5について報告します。32ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、田4筆・畑4筆1,849㎡、契約内容は売買で、転用目的を中古車置場とした申請です。周囲の状況は、東は水路・鉄道、西は雑種地、南は里道、北は河川です。

33ページの写真をご覧ください。

敷地南側で営んでいる中古車販売業の事業拡大のため、中古車置場の敷地を拡張することになり、譲渡人と申請地を購入する話がまとまり、申請されたものです。なお、11月にも同様の申請が出されておりますが、すでに造成して中古車置場として使用されており、今回、新たに譲渡人との売買の話がまとまり、申請されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地南側の水路を通じて排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、石田町地先の案件です。タブレットの34ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの35ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、消防用資材置場敷地の一部として使用している内容となっております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号6について報告します。36ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、石田町地先、畑1筆19㎡、契約内容は寄付で、転用目的を消防用資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、南は雑種地、西・北は道路です。

37ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、地元自治会が60年ほど前に現地に消防用倉庫を建築したことによるもので、譲渡人が地元自治会に敷地の寄付を進めるにあたり、転用手続きができていなかったことが判明したため申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の水路を通じて排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、内保町地先の案件です。タブレットの38ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの39ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、倉庫敷地の一部として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号7について報告します。40ページの航空写真をご覧ください。

番号7は、土地の表示、内保町地先、畑103㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東・北は道路、西は農地、南は宅地です。

41ページの写真をご覧ください。

敷地南側で工務店を営んでいる譲受人が、自身所有の敷地が北側の道路と面することで利便性の向上に繋がるため、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地北側の水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、国友町地先の案件です。タブレットの42ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。申請地から半径500m以内に医療機関が2か所あり、隣接市道に上下水道管が埋設されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの43ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、貸駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号8について報告します。44ページの航空写真をご覧ください。

番号8は、土地の表示、国友町地先、田1筆・畑1筆198㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は雑種地、南は農地、北は道路です。

45・46ページの写真をご覧ください。

申請地は一部造成されています。これは、譲渡人の先代が50年ほど前に農業用倉庫を建築したものの、その建物はすでに撤去されて現在に至っております。今回、譲受人の親が経営している社会保険労務士事務所の駐車場の拡張が必要となり、家族名義で土地を取得し、法人に駐車場を貸すことを計画し、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに一部造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地東側の側溝を通じて敷地北側の水路に排出する計画となっており、

隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、国友町地先の案件です。タブレットの47ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。申請地から半径500m以内に医療機関が2か所あり、隣接市道に上下水道管が埋設されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの48ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、駐車場として使用している内容となっております。

本案件の詳細につきましては、先の議案と関連がありますので、引き続き、北川委員よりご報告いただきます。

(13番 北川委員)

番号9について報告します。49ページの航空写真をご覧ください。

番号9は、土地の表示、国友町地先、畑198㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は雑種地、南は5条申請地、北は5条申請地です。

50ページの写真をご覧ください。

申請地は造成されています。これは、借受人が15年ほど前に事務所の駐車場として整備したものです。今回、法人が駐車場の拡張を計画され、現在の土地の権利関係を確認している中で、転用手続きが出来ていなかったことが判明したため、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに一部造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分は、敷地東側の側溝を通じて敷地北側の水路に排出されており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、高月町高月地先の案件です。タブレットの51ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの52ページの土地利用計画図をご覧ください。



申請人から提出のあった計画図によりますと、建売分譲住宅として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、山口委員よりご報告いただきます。

(14番 山口委員)

番号10について報告します。53ページの航空写真をご覧ください。

番号10は、土地の表示、高月町高月地先、田1筆・畑2筆498.15㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は農地、北は雑種地です。

54ページの写真をご覧ください。

譲受人が建売分譲住宅の建築を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の道路側溝を通じて排出する計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第38号について、ご質問、ご意見等ありましたら承りたいと思います。

(会長)

ございませんか。

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第39号、農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第39号、農用地利用集積計画（案）について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案書の20ページ、農用地利用集積計画集計をご覧ください。

今月は、相対による利用権の設定の案件と、所有権の移転の案件がございます。

相対による利用権の設定は、貸手13人に対して借り手が4人、筆数は15筆、19,633㎡の面積を利用権設定される計画です。

所有権の移転は、所有者2人に対して取得者3人で、筆数は4筆、3,689㎡の面積を所有権移転される計画です。

それでは、議案書の21・22ページをご覧ください。

こちらは利用権の設定で、記載されている土地について、使用貸借または賃貸借により利用権を設定される計画です。

続きまして、所有権移転は、次の23ページをご覧ください。

記載されている土地について、売買により所有権を移転される計画です。

番号4の土地について、補足で説明をさせていただきます。譲渡人は湖北広域行政事務センター管理者となっておりますが、この土地は、元々は、事業用地や代替地として旧浅井町が取得されていた経緯があるものです。本件について、前回の1月の総会でご説明をさせていただきましたが、令和3年に長浜市公有財産利活用推進本部会議において、市又は土地開発公社が保有する農地の適正化に向けた基本方針において、現借り受け者への優先売却を基本として、この農用地利用集積計画を作成し、所有権移転手続きを進めるとされており、本案件におきましては、これに準ずるものとして手続きを進めているものでございます。

譲受人は農業振興課による審査を経ており、農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家でございます。

以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第39号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

(会長)

ございませんか。

ないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

31番 間所秀夫委員が該当いたします。それ以外で該当されると思われる方がありましたら、挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第39号、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第40号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第40号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。土地改良法では、利権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっていますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました、番号1の1件、及び長浜南部土地改良区からの申し出がありました、番号1から番号17の17件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借・使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長、よろしくお願いします。

（会長）

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第40号について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

(会長)

ございませんか。

ないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。21番 森勘十委員、23番 弓削美穂委員が該当します。それ以外に、該当者はおられないと思いますが、お気づきの方がおられましたら挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第40号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを本委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

以上で本日の議案審議は終了します。

午後3時閉会